

特定動物の飼養又は保管の方法の細目の一部を改正する件案新旧対照条文

◎特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成十八年一月環境省告示第二十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可を受けていることを明らかにするための措置）</p> <p>第二条 規則第二十条第三号に規定する環境大臣が定める措置は、特定動物の種類ごとに次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 哺乳綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するマイクロチップ（以下「規格マイクロチップ」という。）の埋込みを行い、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、飼養又は保管を開始した日から三十日以内（ハに該当する場合にあっては幼齢の期間が終了した日から三十日以内とし、飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ 入れ墨等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第三<u>三条第四号イ</u>の台帳に記録している場合（特定動物を試験研究</p>	<p>（許可を受けていることを明らかにするための措置）</p> <p>第二条 規則第二十条第三号に規定する環境大臣が定める措置は、特定動物の種類ごとに次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 哺乳綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するマイクロチップ（以下「規格マイクロチップ」という。）の埋込みを行い、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、飼養又は保管を開始した日から三十日以内（ハに該当する場合にあっては幼齢の期間が終了した日から三十日以内とし、飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ 入れ墨等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第三<u>三条第三号イ</u>の台帳に記録している場合（特定動物を試験研究</p>

用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）

ロ・ニ (略)

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条に規定する教授、准教授、助教若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合

へ・ト (略)

二 鳥綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、又は、脚部に識別番号を付けた脚環を装着し、当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真を添付し、飼養又は保管を開始した日から三十日以内（ハに該当する場合にあっては幼齢の期間が終了した日から三十日以内とし、飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあってはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

イ 翼帯等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置

用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）

ロ・ニ (略)

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、准教授、助教若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合

へ・ト (略)

二 鳥綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、又は、脚部に識別番号を付けた脚環を装着し、当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真を添付し、飼養又は保管を開始した日から三十日以内（ハに該当する場合にあっては幼齢の期間が終了した日から三十日以内とし、飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあってはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

イ 翼帯等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置

の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第三条第四号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）

ロ（二）（略）

ホ 学校教育法第九十二条に規定する教授、准教授、助教若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合

へ（ト）（略）

三 爬虫綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内（飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

イ（ハ）（略）

の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第三条第三号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）

ロ（二）（略）

ホ 学校教育法第五十八条に規定する教授、准教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合

へ（ト）（略）

三 爬虫綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内（飼養又は保管を開始した日から三十日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

イ（ハ）（略）

二 学校教育法第九十二条に規定する教授、准教授、助教若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合

ホクト (略)

二 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第三欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から三十日以内に都道府県知事に届け出る場合

ホクト (略)